

第3章 全体構想

1. まちづくりの基本的考え

1-1. 理念

平成24年12月策定の「精華町第5次総合計画」において設定された、まちづくりの基本理念を共有することとし、以下に示す5つの理念を掲げます。

1. 緑豊かな調和のとれたまちづくり

- 先人から受け継いだ緑豊かな郷土と文化を愛する心を育み、これからも、開発と保全、都市と農村の調和のとれたまちづくりを進めます。

2. 人を大切にするまちづくり

- ふるさと精華町に生まれ、また、心豊かに育ち、健康に暮らし、安心して最期を迎えられるよう、人を大切にするまちづくりを進めます。

3. 交流と連携による幸福感あふれるまちづくり

- 地域の絆を深め、多様な公共的活動がさらに盛んになるよう、住民同士や団体同士の交流と連携による幸福感あふれるまちづくりを進めます。

4. 新産業創出のまちづくり

- 既存産業の振興とともに、学研都市を活用した産業集積により、住民福祉の向上と学研都市全体の将来を支えることのできる新産業創出のまちづくりを進めます。

5. 学研都市の広域的連携推進のまちづくり

- 様々な広域行政課題や新たな地方分権に対応するため、学研都市の中心のまちとして、広域的連携推進のまちづくりを進めます。

1-2. めざすべき都市像

精華町都市計画マスタープランの「めざすべき都市像」は、精華町第5次総合計画で設定された次の「まちの将来像」を共有することとします。

「人を育み未来をひらく学研都市精華町」

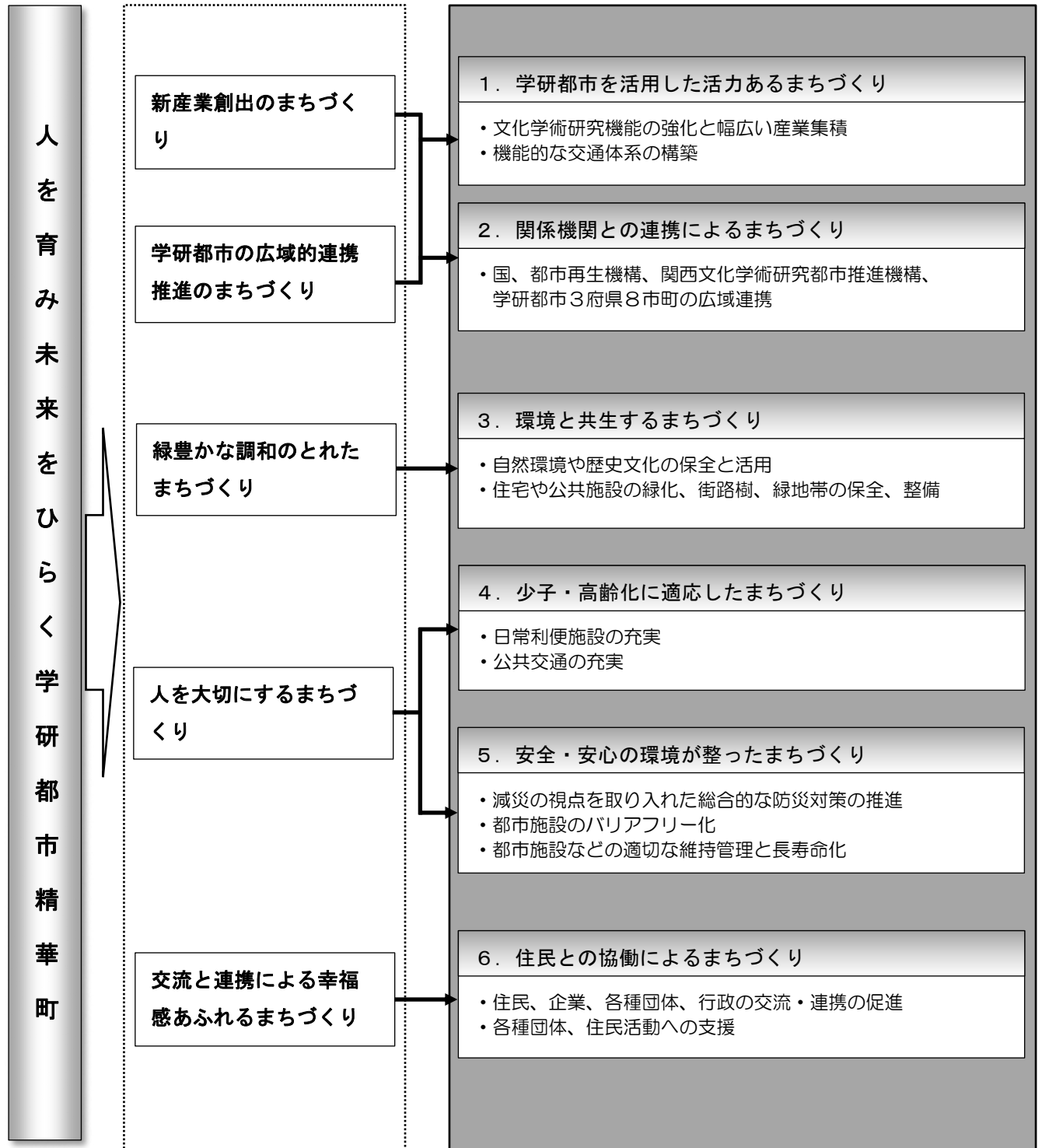
1－3. 基本方針

まちづくりの基本理念とめざすべき都市像の実現のため、6つの基本方針を定めます。

【めざすべき都市像】

【まちづくりの基本理念】

【まちづくりの基本方針】



1. 学研都市を活用した活力あるまちづくり

- ・ 京阪奈丘陵において、文化、学術、研究、産業の新しい拠点の形成を目指す学研都市の中心地区を擁する本町では、関係機関と連携しながら積極的に情報発信を行い、学研都市を活用した企業誘致を一層推し進め、新産業の創出や研究開発から製造に至るまで、いわゆる「川上から川下まで」、すそ野の広い産業集積を町全体に図ることにより、職住が近接した活力あるまちづくりを進めます。
- ・ 新名神高速道路をはじめ、長期的にはリニア中央新幹線の整備を視野に入れつつ、国道 163 号や八幡木津線（山手幹線）など幹線道路の整備促進、関係機関と連携し、京阪奈新線の延伸実現を目指した取組により、機能的な交通体系の構築を図ります。

2. 関係機関との連携によるまちづくり

- ・ 関係する府県及び市町村との連携を図り、※地方分権に伴う地方自立の取組、学研都市づくりの推進など、共通する課題への対応を検討します。
- ・ 特に、学研都市の建設にあたっては、国、府、関係市町、都市再生機構、関西文化学術研究都市推進機構などとの連携を強化します。

3. 環境と共生するまちづくり

- ・ 山並み景観、田園風景は、優れた景観を形成するだけでなく、豊かな生態系を育むとともに、農業の振興、自然にふれあう機会の提供など多様な便益を有しています。このため、多様な主体による里山、河川、ため池などの保全と継承に取り組むとともに、環境学習や環境美化活動の推進を図り、緑の豊かさを住民が実感できるまちづくりを進めます。
- ・ 公害防止や空き地・休耕地の適正管理、住宅や公共施設の緑化、街路樹・緑地帯の保全・整備を進めます。

4. 少子・高齢化に適応したまちづくり

- ・ 子育て世代も安心して生活できるまちづくりを進めるため、福祉・医療施設や※コミュニティ施設などの充実を目指します。
- ・ 路線バスや※コミュニティバスなど公共交通の維持・充実によって高齢者などの日常の移動手段の確保を図ります。

5. 安全・安心の環境が整ったまちづくり

- ・ 大規模地震や集中豪雨などによる災害へ対応するため、「精華町国土強靱化地域計画」、「精華町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに努めます。
- ・ ハード面での整備に加え、防災情報の適切な提供や防災訓練の実施、災害危険箇所への住宅立地抑制策など減災の視点を取り入れた総合的な防災対策を推進し、安全・安心の環境が整ったまちづくりを進めます。
- ・ 住民の意向を十分に踏まえ、住民自らの手による安全なまちづくりの機運を高めるとともに、多様な手法と諸制度を活用し、ハード、ソフトの両面から安全で快適なまちづくりを目指します。
- ・ すべての住民、来訪者が安全にかつ安心して過ごせるまちづくりを進めるため、道路、公園などの都市施設、その他不特定多数の方が利用する建築物の※バリアフリー化を推進します。
- ・ 都市施設を適切に維持するため、持続可能な施設管理体制の構築を図るとともに、長寿命化を推進し、機能の維持と※ライフサイクルコストの低減を効果的に図ります。

6. 住民との協働によるまちづくり

- ・ 地域における自然環境や景観の保全、生活道路や身近な公園などの維持管理や防犯・防災上の危険箇所の改善など地域住民の意識の高まりや多様化する住民ニーズに対応するため、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。
- ・ 今後も、多様化する住民ニーズと地域の実情に応じた課題に対応するため、住民、企業、各種団体、行政の交流・連携を促進し、必要に応じてこれらの活動を支援しながら住民と行政との協働によるまちづくりに努めます。

※地方分権

国の事務権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移すことで、地方の自主性・自律性を高め、住民に身近な地方自治体が、地域の求めるニーズに対して、自らの判断と責任で対処していくこと。

※コミュニティ施設

住宅地の日常生活に必要な公共公益施設のこと。文化施設（図書館など）、集会施設（集会所など）、教育施設（小・中学校など）、社会福祉施設（老人ホームなど）、保健施設（保健センターなど）、保安施設（消防署など）、公園緑地施設、商業施設（市場・店舗など）などが含まれる。

※コミュニティバス

地方自治体がまちづくりなど住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者などの外出促進、公共施設の利用促進を通じた『まち』の活性化などを目的として、自らが主体的に運行を確保するバス。

※バリアフリー化

障害者などの移動の障害（バリア）をなくすこと。

※ライフサイクルコスト

施設などの建設費だけでなく維持管理費、解体費などに要するコスト。

1-4. 都市構造

精華町第5次総合計画を踏襲し、都市機能の集積を示す「拠点」、都市拠点や土地利用に示すゾーンなどを結んで連携の効果を導く「軸」という側面から、本町全体の都市構造を、次のように設定します。

(1) 拠点

多様な都市機能（商業、業務、文化、学術研究、産業、行政など）の集積を図るとともに、人々の交流活動が活発に展開される拠点を形成します。

まちの拠点（祝園駅周辺）

- ・ 役場庁舎や図書館、病院、商業・業務施設などが集積する祝園駅周辺を、まちの拠点として位置づけ、町の中心機能を担う拠点として機能の充実を目指すとともに、学研都市への玄関口として、その役割の強化を図ります。

学研の拠点（けいはんなプラザ周辺）

- ・ 学研都市の中核的な交流施設であるけいはんなプラザ周辺を、学研の拠点として位置づけ、学術研究や文化を発信し、人や情報の交流が生み出される機能を担うとともに、研究成果から新産業を生み出す拠点として、学研都市の機能発揮を図ります。

地域の拠点（その他の駅周辺）

- ・ 交通結節点機能である狛田駅周辺を「北部拠点」、山田川駅周辺を「南部拠点」と位置づけ、北部地域・南部地域の日常的な商業機能と交流機能を担う拠点にふさわしい環境整備を図ります。

(2) 軸

人や物、情報などの主要な流れを表すとともに、都市機能の集積や良好な景観などを線的なまとまりのもとで誘導します。さらに、都市拠点や土地利用に示すゾーンなどを結んで連携の効果を導くものであり、「都市軸」「地域連携軸」「広域連携軸」の3種の軸を位置づけます。

都市軸

- ・ 「まちの拠点」と「学研の拠点」を結び、祝園東畑線（中央通り線）、八幡木津線（山手幹線）、生駒精華線（精華大通り線）を含む軸を、本町の骨格となる「都市軸」として位置づけ、沿道には住民や企業による都市活動が活発に展開されるための機能集積を図ります。
- ・ この軸には特に本町の歴史的資源を多く含み、緑豊かなまち並みを形成していることから、都市軸にふさわしい景観の保全・形成を図ります。

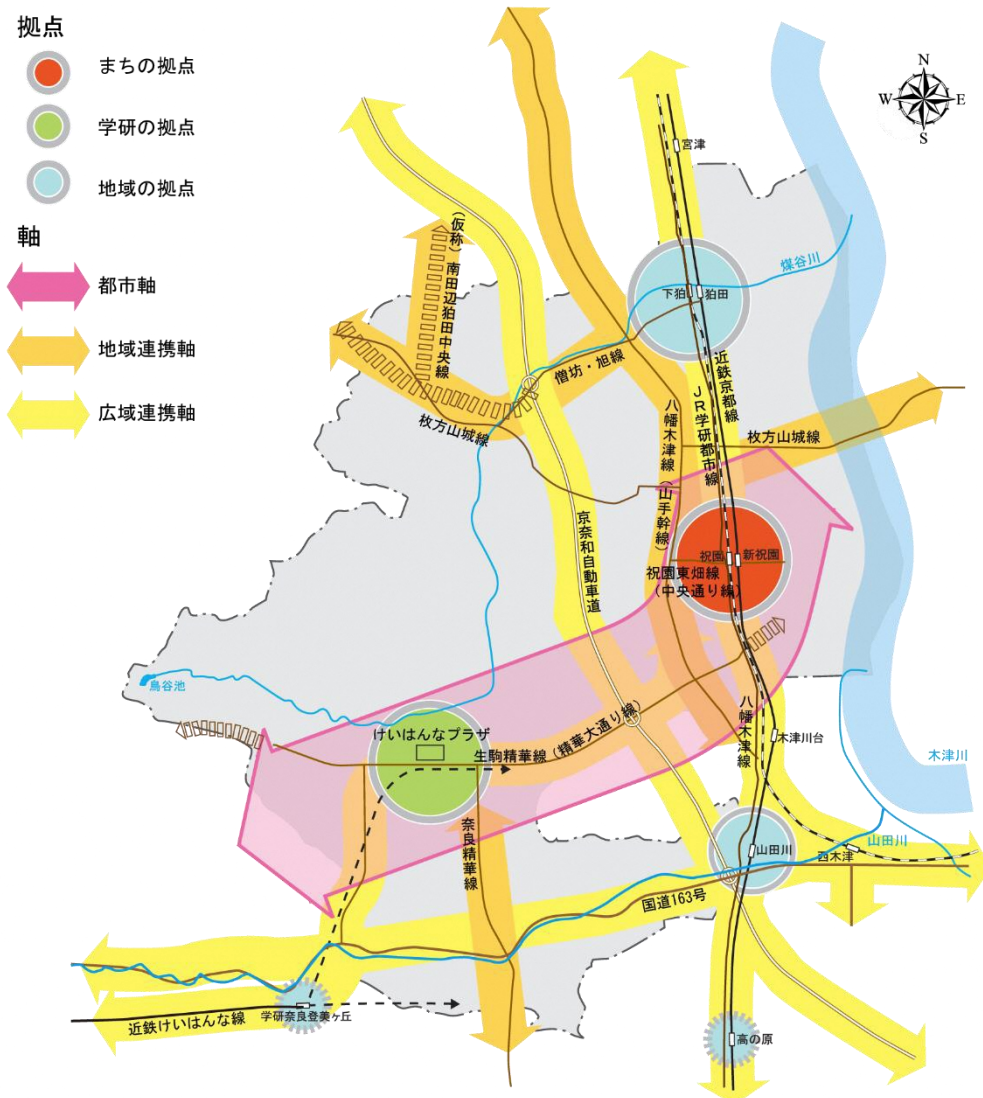
地域連携軸

- ・ 八幡木津線（山手幹線）、奈良精華線、枚方山城線、（仮称）南田辺狛田中央線をそれぞれ「地域連携軸」として位置づけ、交通基盤の充実を図って、*学研都市クラスター間や近隣市町間との連携強化を図ります。

広域連携軸

- ・ 京奈和自動車道と国道 163 号を「広域連携軸」として位置づけ、京都市や大阪市、奈良市などの大都市部、さらには関西国際空港や舞鶴港との連携強化を図ります。
- ・ 各鉄道も「広域連携軸」として位置づけ、大阪・神戸方面や学研都市内の関係市との連携を強化するために、京阪奈新線の延伸や J R 学研都市線の複線化・増便に向け、関係機関への積極的な働きかけを行います。

拠点と軸のイメージ図



※学研都市クラスター

京都府、大阪府、奈良県の3府県8市町にまたがる京阪奈丘陵にブドウの房のように分散配置された12の文化学術研究地区。

1－5. 土地利用の基本的方向

多様性を保ちながらも、町全体で統一感のある魅力的な地域空間を形成していくため、「まちのゾーン」「農のゾーン」「山のゾーン」「ふれあいゾーン」の4つのゾーンを設定します。

(1) まちのゾーン

● “良好な住環境と多様な都市活動が展開される空間の形成”

- ・ 学研都市による新たな開発地区や駅周辺の既成市街地です。
- ・ 学研都市の住宅区域では良好な住環境を維持し、文化学研究などの施設区域では研究開発や新産業創出機能を強化します。
- ・ 既成市街地では、住環境の維持・改善と、適切な都市基盤の更新を進め、多様な都市活動が展開される空間としての形成を図ります。

(2) 農のゾーン

● “農ある暮らしを支える空間の形成”

- ・ 木津川から西側に広がる田園地域や国道163号沿道の農村集落地域です。
- ・ 営農空間の整備や自然とのふれあいができる空間としての形成を図ります。

(3) 山のゾーン

● “豊かな山林空間の形成”

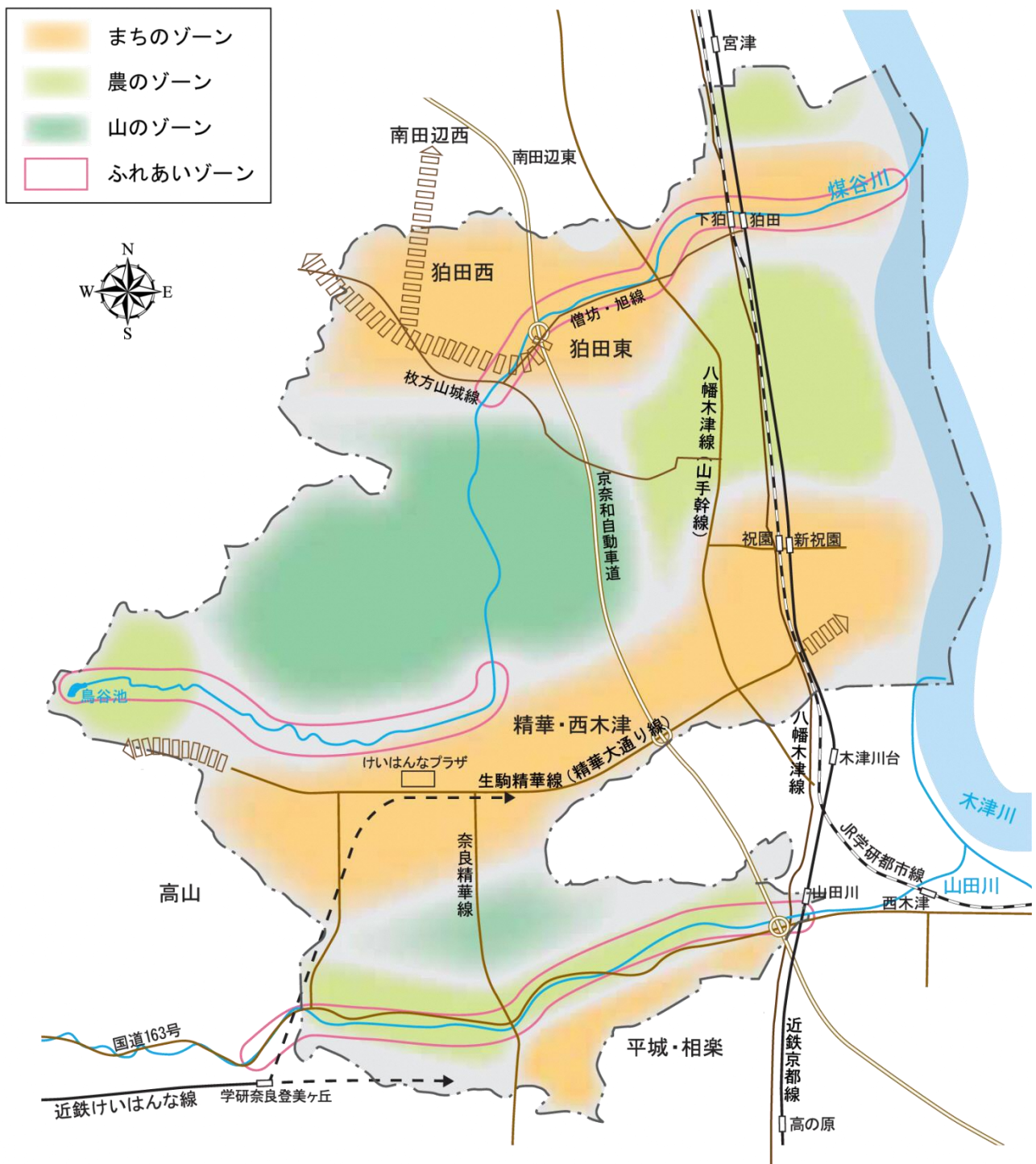
- ・ 西部や南部の森林地域です。
- ・ 森林の保全と育成を基調としながら、人と自然の共生できる里山空間として形成を図ります。
- ・ 町域の6分の1を占める自衛隊用地に存在する緑豊かな森林の保全を促進し、後世に伝えていきます。

(4) ふれあいゾーン

● “山田川と煤谷川を軸とした交流空間の形成”

- ・ 山田川及び煤谷川周辺です。
- ・ ここでは、住民が憩い、地域づくりに活かせる環境として活用を図ります。
- ・ 「まちのゾーン」と「山のゾーン」の間に位置する里山の機能を活かし、自然とふれあい、人々が交流できる空間としての形成を図ります。

図. 土地利用ゾーンのイメージ



1-6. 人口フレーム

本町の人口は、学研都市の建設などによって年々増加し続け、平成 27 年では平成 7 年の約 1.6 倍となる 36,376 人となっています。

しかし、少子・高齢化の進行など今後の社会・経済情勢を踏まえると、これまでのように人口増加が急速に進展することは考えにくく、市街地での高齢者が増加することが予測されますが、今後の学研都市などにおける計画的な住宅開発を促進することで、当面は着実な人口の増加が見込まれています。

このような中、精華町第 5 次総合計画では、適切に少子・高齢化への対策を講じるとともに、今後の学研都市建設にあっても適切に人口定着を図る一方、学研都市を活用した活性化と都市魅力を高めることで交流人口（昼間人口）の増加を目指すなど、都市の成長管理に十分に配慮したまちづくりを進めることで令和 4（西暦 2022）年の将来人口を 40,000 人と設定しています。

本計画においても、総合計画に示された考え方を基本的に踏襲しつつ、令和 4 年の人口を令和 7 年以降も維持することとし目標年次である令和 7 年の人口を 40,000 人と設定します。

【将来人口】

目標年次：令和 7 年

40,000 人

2. 分野別方針

2-1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

○秩序ある土地利用の形成

- ・ 無秩序な市街化の防止に努め、調和のとれた健全で秩序ある都市形成を進めます。

○良好な住環境の維持・形成

- ・ 学研都市の住宅区域では良好な住環境を維持するとともに、その他の市街地では適切に都市基盤の更新を進めつつ住環境の維持・形成を図ります。

○少子・高齢化に対応したまちづくり

- ・ 少子・高齢化や人口減少社会への移行を見据え、市街化区域を基本としたエリアにおいて、適正な人口密度の維持を図ります。
- ・ 子育て世代も安心して生活できるまちづくりを進めるため、福祉・医療施設やコミュニティ施設などの充実を目指します。

(2) 整備の方針

「まちのゾーン」のうち現行の市街化区域については、「都市的土地利用」と位置づけ、以下の各市街地に分類します。また、「農のゾーン」「山のゾーン」「ふれあいゾーン」については「自然的土地利用」と位置づけます。

①まちのゾーン

「まちの拠点」や「学研の拠点」をはじめ、これらの拠点を結ぶ祝園東畑線（中央通り線）や生駒精華線（精華大通り線）などを中心とした緑豊かなまち並みを有する都市軸のエリアにおいては、人々の交流を促進する多様な活動の場など都市機能の集積を誘導し、魅力ある都市空間の創造を図ります。

1) 住宅系市街地

【低層住宅系市街地】

- ・ 計画的に開発された戸建住宅地については、低層住宅系市街地と位置づけ、用途の混在を防止し低層住宅地として専用性の高い良好な住環境の維持・保全を図ります。また、少子・高齢化などに伴う三世代居住などの住民ニーズへ対応するため、地域住民との合意形成により必要に応じて建ぺい率、容積率などの見直しを検討します。

【中高層住宅系市街地】

- ・ 精華台地区で中高層住宅が立地する生駒精華線（精華大通り線）沿道の北側については、中高層住宅系市街地と位置づけ、中高層住宅を中心とした良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・ 近鉄狛田駅東側の区域については、良好な住宅系市街地としての土地利用の形成を図ります。

【一般住宅系市街地】

- ・ 上記、住宅系市街地以外の住宅地を一般住宅系市街地として位置づけます。一般住宅系市街地は住環境の保全を図りつつ、中層の住宅や商業業務施設などを許容する土地利用とします。
- ・ 八幡木津線（山手幹線）、生駒精華線（精華大通り線）の沿道については、周辺環境や景観などに配慮しつつ※沿道型商業施設などの立地を許容する住宅系市街地の形成を図ります。

2) 商業業務系市街地

- ・ 「まちの拠点」であるＪＲ祝園駅、近鉄新祝園駅周辺は土地の高度利用を図り、商業業務、医療・文化などの都市機能が集積した学研都市の玄関口にふさわしい土地利用の形成を図ります。
- ・ 「学研の拠点」であるけいはんなプラザ周辺は学研都市の中心地であることから、学術研究や文化を発信し、人と情報の交流が生み出される機能などを有する施設などを配置し、学研都市にふさわしい土地利用の維持・増進を図ります。また、誰もが安心して生活できる複合的な土地利用の形成を図ります。
- ・ 「地域の拠点」である町内各駅周辺では、地域住民の買い物、医療など日常生活における利便の向上を図ります。
- ・ 計画的に開発された住宅地における商業業務系市街地では、多様な世代が安心して生活できる複合的な土地利用の形成を図ります。

3) 文化学術研究系市街地

- ・ 「学研の拠点」のうち、生駒精華線（精華大通り線）の南北に広がる産業系の土地利用については、文化学術研究系市街地と位置づけ、文化学術研究施設や※研究開発型産業施設などを中心とした土地利用の維持・増進を図ります。
- ・ 文化学術研究系市街地については、必要に応じて※土地利用ルールの見直しを検討しながら、企業立地を促進し、学研都市の中心地にふさわしい文化学術研究系市街地の一層の充実を図ります。

※沿道型商業施設

自動車利用者などを対象とした幹線道路沿道に立地する商業施設。

※研究開発型産業

先端的な技術開発を行う分野などにおいて、文化・学術・研究の成果を活かし、研究開発を進めている産業。

※土地利用ルール

「区域区分」や「用途地域」をはじめ、それを補完する「高度地区」やよりきめ細やかに土地利用を誘導できる「地区計画」など、土地利用上の基本となるルールのほか、「※精華町宅地開発事業に関する指導要綱」に基づく開発のルールなども含む。

※精華町宅地開発事業に関する指導要綱

精華町内における無秩序な宅地開発を防止し、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の実現を図るため、本町内で宅地開発事業を行う事業者に対し、公共公益施設などの整備について適正な指導を行うことを目的した要綱。

4) 土地利用検討地区

- ・ 学研都市の狛田東地区については、学研都市の理念に基づく研究開発型産業施設等の産業用地を中心とした土地利用を図ります。
- ・ 市街化区域の菅井・植田地区については、市街地整備事業などによる都市基盤整備とあわせて文化学術研究系市街地と近接した住宅地や、町の活性化に資する商業業務系市街地の形成など、今後の土地需要の動向を考慮しながら、幅広く土地利用を検討します。
- ・ 蔭山・水落地区における市街化区域内の地区については、良好な戸建て住宅地を基本とし、今後の土地需要の動向を考慮しながら土地利用を検討します。

5) 市街化検討地区

- ・ 現在は市街化調整区域となっていますが、学研都市の建設計画や周辺の開発動向、地権者の意向などを踏まえて、土地利用や市街化区域への編入を検討する区域として位置づけます。
- ・ 特に学研都市の狛田西地区については、新たな開発を予定する地区ですが、現在は市街化調整区域となっています。今後の土地需要の動向を考慮しながら、幅広く土地利用を検討し、関係機関との協議・調整のもと、市街化区域への編入について検討します。

②調査・検討地区

- ・ 現在は市街化調整区域となっていますが、学研都市の建設計画や周辺の開発動向、地権者の意向などを踏まえて、接する市街化区域の開発動向や構想路線の整備に合わせた土地利用の調査・検討する区域として位置づけます。
- ・ 市街化調整区域内の蔭山・水落地区、谷々地区、菅井・植田地区については、接する市街化区域の開発動向に合わせた土地利用を検討し、市街化区域への編入について調査・検討します。
- ・ 馬原周辺地区については、高山地区（生駒市）との連絡道路の整備にあわせ、市街化を抑制すべき区域であるという原則を踏まえた将来的な土地利用について調査・検討します。

③施設整備検討地区

- ・ 精華町における防災機能をはじめとした機能の強化のため、防災施設等の整備を検討する区域として位置づけます。
- ・ 精華町役場の敷地もしくはその周辺での防災総合保健センター等の整備にあたり、当地区が市街化調整区域であることを踏まえて、地区計画等を用いた土地利用を適切に検討します。
- ・ 打越台環境センター跡地における防災受援施設の整備にあたり、当地区が市街化調整区域であることを踏まえて、地区計画等を用いた土地利用を適切に検討します。

④農のゾーン

- ・ 農業振興を基本として、担い手の育成を図りながら優良農地の保全を図ります。
- ・ 既存集落では、住環境と営農空間の整備を進めつつ、市街化区域に隣接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる区域については、周辺地域における環境面での支障がない建築物の立地を許容し※地域コミュニティの維持を図ります。

※地域コミュニティ

町会や自治会など居住地域が同じで、自治や習慣などで深い結びつきのある集団。

⑤山のゾーン

- ・ 山地や丘陵地については、精華町森林管理保全指針に基づき森林管理を推進し、森林の保全と育成を基本としながら宅地開発などを抑制し、人と自然が共生する里山空間としての形成を図ります。

⑥ふれあいゾーン

- ・ 河川については、河川空間の保全と治水を基本としながら人と自然がふれあえる空間としての形成を図ります。

図. 土地利用方針図



【凡例】

〈都市的土地利用〉

-  低層住宅系市街地
 中高層住宅系市街地
 一般住宅系市街地
 商業業務系市街地
 文化學術研究系市街地
 土地利用検討地区
 市街化検討地区
 調査・検討地区
 施設整備検討地区

〈自然的土地利用〉

-  農のゾーン
(農地・集落)
 山のゾーン
(山地・丘陵地)
 ふれあいゾーン
(河川)

- | | |
|---|---------|
|  | 鉄道(JR) |
|  | 鉄道(近鉄) |
|  | 構想鉄道 |
|  | 自動車専用道路 |
|  | 幹線道路など |
|  | 構想路線 |

-  行政界
 市街化区域

2-2. 交通施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

○公共交通の維持と利便性の向上

- ・ 鉄道駅など交通結節点の機能強化や地域に密着したバス路線網の維持・充実によって誰もが気軽に利用できる公共交通ネットワークを形成します。

○体系的な交通ネットワークの形成

- ・ 鉄道、広域幹線道路、幹線道路などの整備を促進し、体系的な交通ネットワークを形成します。

○沿道の環境や景観への配慮

- ・ 幹線道路の沿道における生活環境や景観に十分配慮し、必要に応じて保全方策を講じます。

○バリアフリー化の促進

- ・ 鉄道各駅については誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化を関係機関と調整します。
- ・ 歩道の設置、段差の解消など、高齢者・障害者などに配慮した人にやさしい移動環境の形成を図ります。

(2) 整備の方針

① 公共交通

- ・ 広域的な公共交通ネットワークの強化については、J R学研都市線の高速化、複線化をはじめ、リニア中央新幹線の整備を視野に入れた検討とともに、京阪奈新線の整備促進を関係機関と調整します。また、学研都市における新たな公共交通のシステム導入を関係機関と検討します。
- ・ 町内の公共交通体系において、バスは根幹的な交通機関であり、その利便性の向上を図るため、交通事業者などと協力しながら路線バスの維持を図ります。
- ・ 現行の路線バスでは対応できない、きめ細かな地域の交通需要に対しては、コミュニティバスや※デマンド交通の導入なども含めて幅広く検討し、利用者の利便性を確保します。
- ・ 鉄道各駅をはじめ、公共交通における施設のバリアフリー化による高齢者や障害者など誰もが利用しやすい環境整備を関係機関と調整します。

※デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

② 道路

1) 広域幹線道路

- ・ 広域幹線道路は広域都市を連絡し、都市に出入りする交通など、広域的な交通を処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路です。本町では京都市と奈良市方面を結ぶ南北方向の広域連携軸である自動車専用道路の京奈和自動車道と、東西方向の広域連携軸である国道 163 号を広域幹線道路と位置づけます。
- ・ 京奈和自動車道については、4 車線化による機能強化を促進します。
- ・ 国道 163 号については、高規格化による機能強化を促進します。

2) 幹線道路

- ・ 幹線道路は都市の骨格を形成するとともに、隣接都市との連携や都市内の各地域間の交通を円滑に処理する道路で、本町では以下に示す道路を幹線道路と位置づけます。

(南北方向)

- ・ 八幡木津線（山手幹線）については、周辺都市との連携を図る上でも重要な道路であることから、菅井・植田土地区画整理事業の事業化とあわせた早期の全線供用と 4 車線化を促進します。
- ・ 学研都市の狛田西地区では、今後の土地利用計画などを考慮しつつ、京田辺市側の開発と連携した幹線道路（（仮称）南田辺狛田中央線）の整備について関係機関と検討します。
- ・ 奈良精華線は、文化学術研究系市街地における南北方向の骨格となる路線であり、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整します。

(東西方向)

- ・ 本町北部地域における東西方向の骨格となるとともに、京奈和自動車道精華下狛 I.C をはじめ学研都市の狛田西地区と J R 下狛駅を結ぶ僧坊・旭線の未整備区間の整備を図ります。
- ・ 学研都市の狛田西地区では、今後の土地利用計画などを考慮しつつ、狛田西地区の開発と併せて、僧坊・旭線から（仮称）南田辺狛田中央線及び生駒井手線方面への接続道路の整備について関係機関と検討します。
- ・ 鉄道の東西を結んでいる枚方山城線（八幡木津線（山手幹線）より東側）については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整します。
- ・ 生駒精華線（精華大通り線）については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整するとともに、大通り西線の西側（生駒市の高山地区方面）への延伸について京都府、奈良県及び生駒市と協議・検討します。

3) 補助幹線道路

- 補助幹線道路は、広域幹線道路や幹線道路で囲まれた区域内において、これらの道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な道路です。
- 本町では八幡木津線、菱田植田線、枚方山城線（八幡木津線（山手幹線）より西側）、生駒精華線、けいはんな記念公園木津線、相楽台桜が丘線、狛田駅東線、僧坊前川線、菅井菱田線、祝園東畑線（中央通り線）、祝園砂子田線、植田西線、美濃谷幹線、柘榴東畑線、光台環状線、上中高の原停車場線及び東西幹線1号線を補助幹線道路と位置づけます。
- これらの補助幹線道路については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整するとともに、JR祝園駅、近鉄新祝園駅に接続する祝園東畑線（中央通り線）及び祝園砂子田線は、「まちの拠点」に位置することからシンボリックな空間構成を図ります。
- 狛田駅東特定土地地区画整理事業で整備した狛田駅東線については、新たな市街地の骨格道路として引き続き持続的な維持管理を図ります。

4) 生活道路

- 幅員が狭く、緊急車両やゴミ収集車などが通行困難な生活道路については、整備計画の検討を行い、周辺住民の理解と協力を得ながら整備を図ります。

5) 駅前広場

- 鉄道、バスなどの交通結節点としての機能強化、バリアフリー化を図るため、JR祝園駅、近鉄新祝園駅、近鉄山田川駅の駅前広場に加えて、近鉄狛田駅において、駅東側の駅前広場整備に伴い、駅東改札口の設置などの駅舎整備を推進します。
- JR下狛田駅西側についても、学研都市の狛田東地区の開発に伴う人口増加及び、学研都市の狛田西地区の開発においても見込まれる産業立地に伴う通勤者の増加に対応し、段階的な駅前広場の整備検討を行います。

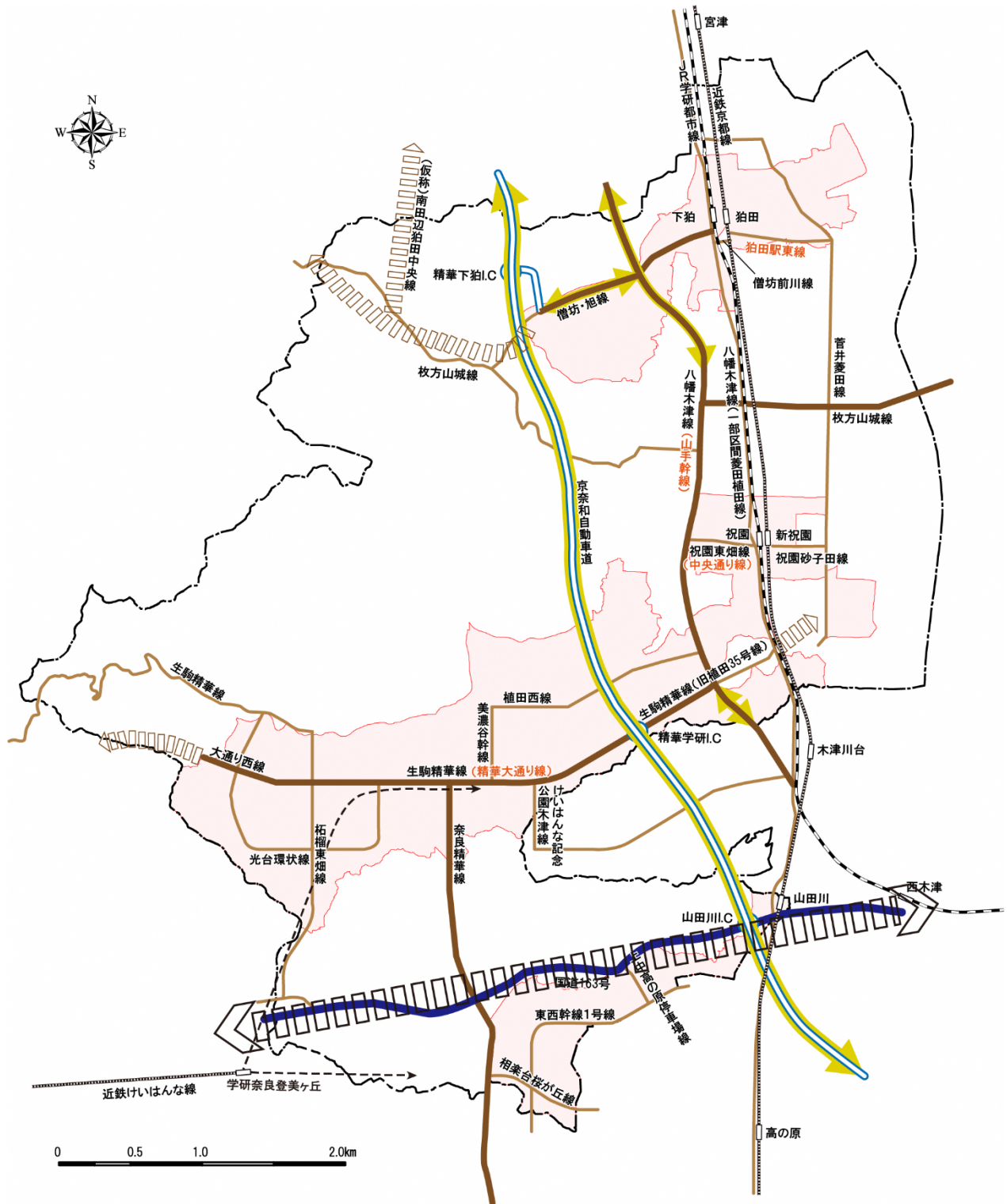
6) その他

- 地域住民の利便性の向上及び交通安全対策を図るため、交差する道路との接続等に留意し、鉄道の東西を連絡するアクセス道路となる僧坊・前川線の整備を図るとともに、引き続き、舟・僧坊線、南稲・北ノ堂線においても整備を図ります。
- 道路橋梁については、予防的及び計画的な修繕や耐震補強などを実施し、利用者の安全確保に努めます。
- 歩道などの整備が困難な道路においては、通過交通の流入や車両速度抑制に効果が期待できる「※ゾーン30」の交通規制の実施とあわせ、効果的な交通安全施設の整備により、歩行者や自転車利用者の安全を優先とした交通安全対策を実施するため、警察署などと協力し住民の安全対策を進めます。

※ゾーン30

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策。

図. 交通施設整備方針図



【凡例】

鉄道(JR)
 鉄道(近鉄)
 構想鉄道

広域幹線道路(自動車専用道路)
 広域幹線道路(国道)
 幹線道路
 補助幹線道路
 整備中区間
 整備予定区間
 構想路線

行政界
 市街化区域

※橙色は都市計画道路名

2-3. 水と緑の配置方針

(1) 基本的な考え方

○公園・緑地の維持管理と利活用

- ・ 快適で潤いのある生活環境づくりを進めるため、住民との協働による公園・緑地の維持管理と利活用を推進します。

○緑の保全・創出

- ・ 豊かな自然については、将来にわたり保全し、その生態系を損なわないように活用します。
- ・ 公共施設や民有地を活用した緑化を推進し、緑豊かで潤いのある市街地環境を形成します。

○水と緑のネットワーク

- ・ 町内の河川や道路空間の緑化などにより、水と緑のネットワークを形成します。

○住民の参加と協働

- ・ 住民が主体的に公園・緑地の整備や日常的な維持管理に参画できる仕組みとして、ワークショップ手法の導入や※精華町クリーンパートナー制度の普及を推進します。

(2) 整備の方針

①公園・緑地

- ・ 本町のレクリエーション活動の中心的役割を担う関西文化学術研究都市記念公園（けいはんな記念公園）及び春日の森緑地公園を緑の拠点として位置づけ、春日の森緑地公園については適正な維持管理に努め、さらに関西文化学術研究都市記念公園（けいはんな記念公園）については「お茶の京都」の本町の中核的拠点としても位置づけており、さらなる利活用の拡大に向け調整を進めます。
- ・ 住区基幹公園である地区公園、近隣公園、街区公園については、精華町都市公園等の設置の基準に関する条例を踏まえて適宜、計画と整備を進めます。既存の都市公園については、遊具など公園施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- ・ 誰もが安心して利用できるように公園施設のバリアフリー化に努めます。
- ・ 町全域を対象とする運動公園として整備された打越台グラウンドの適正な維持管理に努めます。

※精華町クリーンパートナー制度

環境美化に対する意識を高め、住民との協働による、安全で安心できるまちづくりを進めるために創設された、住民と行政の協働による自然との共生と美しいまちを目指す「まち美化プログラム」。

②緑の保全・創出

- ・ 精華町里山交流広場では、住民が主体となった里山の保全活動の支援を行いながら里山の有する豊かな自然を保全・再生することで、次世代を担う子どもたちが自然と親しむ場や機会の創出を図ります。
- ・ 既存集落の住環境の整備を進めるとともに、条里制の残る貴重な田園風景の広がる空間として、また、市民農園や観光農園など自然とのふれあいができる貴重な空間としての形成に努めます。
- ・ 学校、行政施設などの公共施設をはじめ、身近な公園や道路空間の緑化を推進します。
- ・ 住宅地については生垣など民有地緑化を促進し、緑豊かで安らぎと潤いのある市街地環境を形成します。
- ・ 学研都市の中心地区に位置づけられている文化学術研究系市街地では、「*関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」に基づき、企業用地や研究用地における敷地内緑化を推進し、良好な都市景観を形成します。

③水と緑のネットワーク

- ・ 木津川、煤谷川、山田川など、主要な河川は、散策路などの整備や住民の憩いの場の創出などを関係機関と調整し、水と緑のネットワークの形成を推進します。
- ・ 歴史的資源を活用した散策路（（仮称）平和ロード）の整備を検討します。
- ・ 都市公園、都市緑地同士を結ぶ補助幹線道路などを緑のネットワークと位置づけ、安らぎと潤いのある緑の空間を形成します。特に「まちの拠点」から「学研の拠点」に至る都市軸については本町の骨格にふさわしいシンボリックで緑豊かなまち並みの維持・形成に努めます。

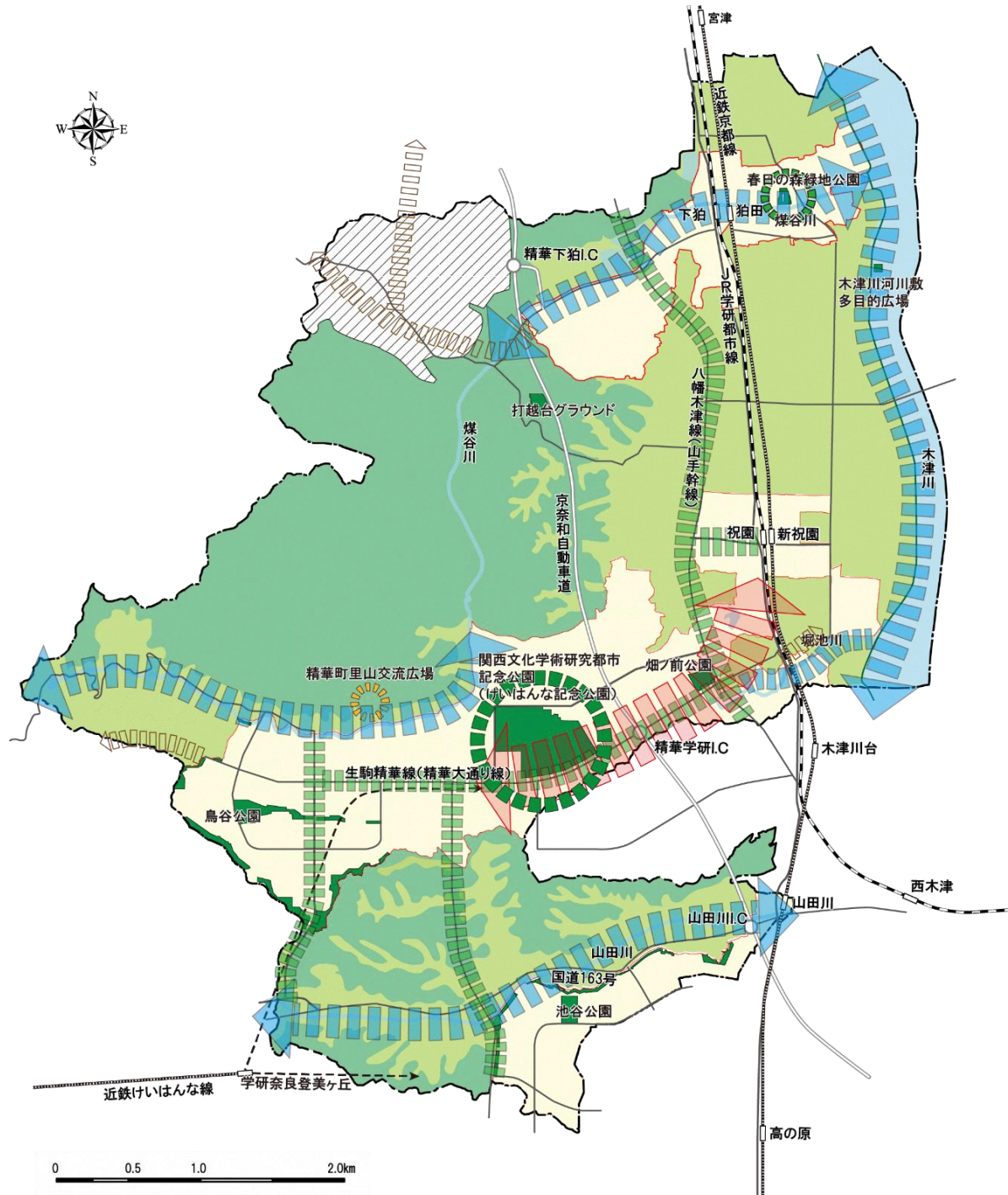
④住民の参加と協働

- ・ 身近な公園や緑地の計画づくりを行う際には、周辺住民の意見、要望の反映がきわめて重要であり、これらの計画づくりへの住民の参加を促進します。
- ・ 精華町クリーンパートナー制度の活用など、住民との協働による公園・緑地の維持管理を推進します。
- ・ 地域コミュニティの拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型で愛着もてる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりを進めます。

※関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画

学研都市（京都府域）の良好な都市景観の形成を推進するため、京都府が景観法に基づき作成した景観形成の規制・誘導に関する計画。

図. 水と緑の配置方針図



【凡例】



緑の拠点

水と緑のネットワーク

都市軸

河川沿いのネットワーク

道路沿いのネットワーク

公園・緑地

条例で定められている広場

都市的土地利用

自然的土地利用(農地・集落)

自然的土地利用(山地・丘陵地)

河川など

市街化検討地区

鉄道(JR)

鉄道(近鉄)

構想鉄道

自動車専用道路

幹線道路など

構想路線

自転車道

行政界

市街化区域

2－4．下水道・河川の整備方針

（１）基本的な考え方

○木津川上流流域下水道と流域関連公共下水道の整備

- ・ 生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から、污水管渠の整備を図ります。また、市街地における浸水被害の防止を目的とした雨水路の整備を図ります。

○河川の改修と総合的な治水対策

- ・ 局地的豪雨などによる浸水被害の防止を図るため、関係機関と連携しながら河川の改修と総合的な治水対策を推進します。

（２）整備の方針

①下水道

- ・ 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、木津川上流流域下水道と流域関連公共下水道の整備を順次実施しています。今後も計画処理区域内の未整備区域を中心に污水管渠などの整備を推進します。
- ・ 供用開始区域内の水洗化率の向上を図り、公共用水域の水質の保全を目指します。
- ・ 市街地における浸水被害の防止を目的とした、雨水路の整備を図ります。また、ポンプの増設について検討を行います。

②河川

- ・ 河川改修などについては、計画的整備を促進し、流出抑制を図るなど総合的な治水対策を進めます。
- ・ 河川周辺を活用した散策路などの整備や、住民の憩いの場の創出などを関係機関と調整します。

2-5. 市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

○安全で安心な市街地の形成

- ・ 市街化区域内の未利用地などについては、市街地整備事業や地区計画などを活用した土地の有効利用により良好な市街地の形成を誘導します。

○学研都市の建設促進

- ・ 学研都市の建設を促進するとともに、関連する駅周辺市街地の整備も推進し、市街地の均衡ある発展を図ります。

(2) 整備の方針

①駅周辺市街地の整備方針

- ・ 祝園駅周辺地区については、J R 祝園駅、近鉄新祝園駅の間に位置する未利用地を活用し、市街地整備事業による土地の高度利用を図りながら、商業業務、医療・文化などの都市機能が集積した「まちの拠点」にふさわしい土地利用の形成を図ります。
- ・ 北部地域の拠点を形成するため、近鉄狛田駅の東側については、狛田駅東特定土地地区画整理事業により整備された都市基盤を軸に生活利便施設や住宅地などが適切に配置された快適で利便性の高い市街地の形成を図ります。また、J R 下狛駅西側については、学研狛田地区の開発の状況に合わせて、段階的な駅前広場の整備検討を行います。

②その他市街地の整備方針

- ・ 市街化区域内のうち狛田東地区、蔭山・水落地区、菅井・植田地区については、地権者の意向や関連事業の進捗状況などを考慮し、条件が整った地区から市街地整備事業などを推進します。

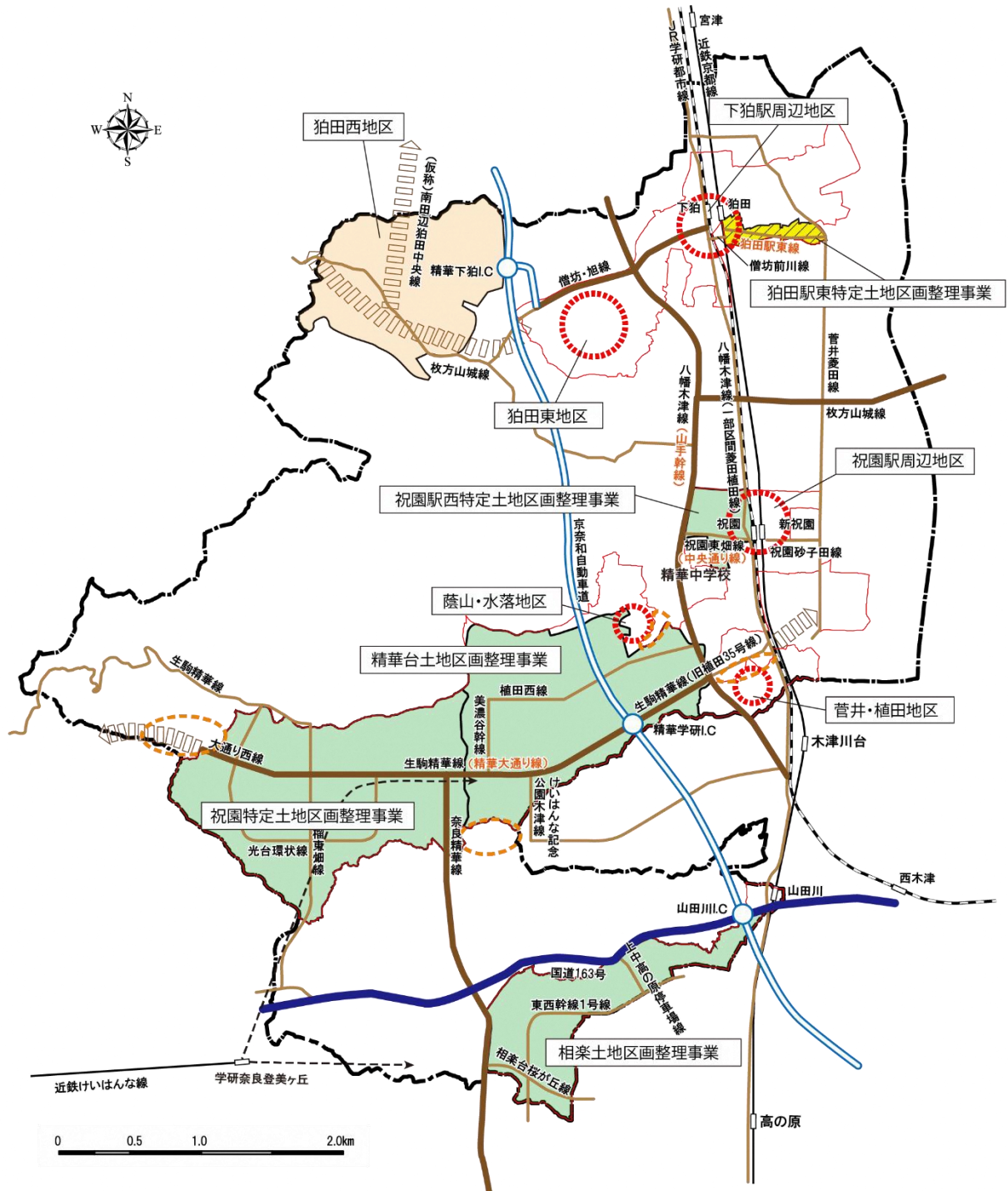
③市街化検討区域における方針

- ・ 学研都市として計画されている狛田西地区については、需要の動向などが見通せる段階で市街化区域に編入して、市街地整備事業を促進します。

④調査・検討区域における方針

- ・ 市街化調整区域内の蔭山・水落地区、谷々地区、菅井・植田地区については、接する市街化区域の開発動向に合わせた土地利用を検討し、市街化区域への編入について調査・検討します。
- ・ 馬原周辺地区については、高山地区との連絡道路の整備にあわせ、市街化を抑制すべき区域であるという原則を踏まえた将来的な土地利用について調査・検討します。

図. 市街地整備方針図



【凡例】

- | | | | |
|---------------|--------|-----------------|-------|
| 土地区画整理事業(整備済) | 鉄道(JR) | 広域幹線道路(自動車専用道路) | 行政界 |
| 土地区画整理事業(整備中) | 鉄道(近鉄) | 広域幹線道路(国道) | 市街化区域 |
| 整備検討区域 | 構想鉄道 | 幹線道路 | |
| 市街化区域編入検討区域 | | 補助幹線道路 | |
| 調査・検討区域 | | 構想路線 | |

※橙色は都市計画道路名

2-6. 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

○優れた景観の保全と良好な都市景観の創出

- ・ 本町には、伝統的な勾配屋根の既存集落と豊かな農地が展開する田園風景が残されています。また、精華台地区や光台地区などでは緑豊かな景観が形成されています。このような個性豊かで特徴ある景観を今後も継承していくとともに、さらに良好な都市景観の創出を図るため、住民や行政、関係機関が一体となった協働による景観形成に取り組めます。

(2) 整備の方針

①歴史的景観の保全

- ・ 歴史的景観については、地域の歴史的資源・景観資源としてまちづくりへの活用に努めます。

②良好な都市景観の形成

- ・ 「まちの拠点」から「学研の拠点」に至る都市軸については地区計画や※建築協定、※緑地協定の活用などによって良好な都市景観の維持・形成に努め、本町の都市軸にふさわしいシンボリックなまち並みを形成します。
- ・ 役場や駅前広場などへの壁面の緑化、プランター緑化及び街路樹などの保全整備など施設規模に応じた緑化に努めます。
- ・ 本町では、「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」に基づき景観に配慮した規制誘導が図られています。今後は、景観法の活用を検討し、※景観行政団体への移行、※景観計画の策定や住民との※景観協定などによって、地域の景観特性に応じた建築物などの規制誘導を検討します。
- ・ 新市街地については地区計画などの活用により、周辺地域と調和した良好な景観を誘導します。

※建築協定

地域の住民が自発的に建築基準法に定められた基準に上乗せる形で、地域内の建築物の用途や形態などのきめ細かなルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまち並みなどを将来にわたって守り育てていく制度。

※緑地協定

地権者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができる。

※景観行政団体

景観計画の策定などの景観法に基づく景観行政を行う主体のこと。指定都市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となるが、その他の市町村は、都道府県知事に代わり、景観行政団体として景観行政事務を行うことができる。

※景観計画

景観法の規定に基づき、景観行政団体が策定する計画で、計画区域における良好な景観の形成に関する方針をはじめ、建築物等の形態意匠の制限や高さなど良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を示した計画。

※景観協定

景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地について、地権者の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関するルールを定める協定。

2-7. 防災の方針

(1) 基本的な考え方

○災害に強いまちづくりの推進

- ・ 大規模地震や集中豪雨による風水害の発生など予想を超える災害へ対応するため、「精華町地域防災計画」に基づき、市街地の改善や防災上重要な施設整備を図り、災害に強いまちづくりに努めます。

○行政と住民が連携した防災活動の推進

- ・ 自分の身は自分で守る「自助」、近隣の助け合いによる「共助」、行政が災害支援活動などを実施する「公助」を基本的な考え方とし、互いに連携し一体となることで、被害を最小限にする取組を推進します。

(2) 整備の方針

①災害に強いまちづくりの方針

- ・ 広域避難地、避難地、避難路の確保を図ります。
- ・ 緊急輸送道路などについては、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・ 木津川、山田川については、国及び京都府と河川機能の維持管理について調整します。煤谷川の近鉄京都線より上流部については、京都府に対し河川の改修促進を調整します。
- ・ 土砂災害警戒区域などの周知や土砂災害に関する情報の発信及び警戒避難体制の整備を地域の協力を得ながら進めます。
- ・ 宅地開発事業に関しては、「精華町宅地開発事業に関する指導要綱」に基づく指導を行い、災害の防止を図ります。

②住民の防災意識の高揚

- ・ 浸水想定区域や大雨などによる土砂災害警戒区域を図示した防災マップや、地震の影響の大きな地域などを図示したハザードマップなどを配布し住民への周知を図るとともに、防災訓練を実施し、防災行動力を向上させるような防災知識の普及・啓発に努めます。

